

一般社団法人 兵庫県理学療法士会 賛助会員規定

第1条 賛助会員の目的

一般社団法人兵庫県理学療法士会（以下本会）定款第4条に掲げる本会の目的に賛同し、協力する個人又は団体を賛助会員とする。

第2条 賛助会員の資格

賛助会員は本会細則Ⅰ. 会員に関する項第6号に定めるところにより決定し、本会の賛助会員とする。

第3条 賛助会員の役割

- (1) 賛助会員は、本会と、相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。
- (2) 賛助会員は、本会とともに、リハビリテーション医療に関する設備・機器の開発や改良及び会員の福利厚生等の向上に努める。
- (3) 賛助会員は、本会とともに、会員にその事業概要の周知に努める。

第4条 賛助会員の会費

- (1) 賛助会員をA会員・B会員・C会員に分け、会費を次のとおりとする。
 - ①A会員 年額10万円
 - ②B会員 年額5万円
 - ③C会員 年額2万円
- (2) 会費は、本会細則第Ⅴ. 庶務及び会計に関する項の会費納入規定に基づき、原則として毎年6月末日までに納入する。尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- (3) 本会は、納入された賛助会費を予算に計上し本会事業費にあてる。

第5条 賛助会員に対する優待

- (1) 本会会誌、会員名簿に賛助会員一覧を設け、住所、電話番号、等を毎号掲載する。
- (2) 本会は賛助会員Aに対し
 - ① 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌、会員名簿等）及び本会事業の案内を送付する。
 - ② 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌、会員名簿等）への広告掲載費を無料とし、掲載機会を優先する。
 - ③ 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌、会員名簿等）の発送に賛助会員Aの事業案内等を同封することができる。
 - ④ 本会事業の開催時に、営業品目の陳列及び説明を行う機会が与えられることがある。
- (3) 本会は賛助会員Bに対し
 - ① 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌、会員名簿等）及び士会事業の案内を送付する。
 - ② 本会で発行する刊行物（会誌、会員名簿等）への広告掲載費を無料とし、掲載機会を優先する。
 - ③ 本会で発行する刊行物（士会だより、会誌、会員名簿等）の発送に賛助会員Bの事業案内等

を同封することができる。

④ 本会事業の開催時に、営業品目の陳列及び説明を行う機会が与えられることがある。

(4) 本会は賛助会員Cに対し

① 本会で発行する刊行物（士会だより、会員名簿等）及び本会事業の案内を送付する。

(5) 賛助会員はリハビリテーション設備、機器等の開発、改良及び情報の収集等、ならびに会員に有用な情報宣伝活動等について本会の指導と協力を得ることができる。

(6) 賛助会員は本会が開催する学会、研修会等のうち、会長が認めたものに参加することができる。

第6条 規定の改廃

この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

この規定は平成8年5月26日より施行する。

この規定は平成11年12月20日改正により施行する。

この規定は平成16年5月22日改正により施行する。

この規定は平成27年7月18日改正により施行する。